

No.	②-1	R6 予算額	805 百万円
事業名	過疎地域持続的発展支援交付金	府省庁名	総務省
概要	<p>過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援（下記のメニューにより、ハード・ソフト両面から支援）</p> <p>①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業  ②過疎地域持続的発展支援事業  ③過疎地域集落再編整備事業  ④過疎地域遊休施設再整備事業</p>		
支援対象	①：条件不利地域を有する市町村 ②：過疎地域を有する市町村及び一部事務組合並びに都道府県 ③：過疎地域を有する市町村 ④：過疎地域を有する市町村及び一部事務組合	補助率	① 10 / 10 ② 市町村等 10 / 10 都道府県 1 / 2 or 6 / 10 ③ 1 / 2 以内 ④ 1 / 3 以内
対象事業	①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 ・ 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動を支援。 ②過疎地域持続的発展支援事業 ・ 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施する ICT 等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。 ③過疎地域集落再編整備事業 ・ 過疎地域における定住を促進するため、基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業や、空き家を有効活用し住宅を整備する事業等に対して補助。 ④過疎地域遊休施設再整備事業 過疎地域に存在している廃校舎等の遊休施設を有効活用し、地域振興施設として再整備する事業に対して補助。		
支援内容	①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 事業主体：地域運営組織等 交付対象者：条件不利地域を有する市町村（上記の事業主体への間接補助） 対象地域：過疎地域（過疎地域以外の条件不利地域も含む。） 補助対象：地域運営組織が活性化プランに基づき実施する事業（主にソフト事業） 補助率：10 / 10（交付対象経費の上限額 1,500 万円） 下記を実施する場合には上乗せ支援 専門人材を活用する事業（+500 万円） ICT 等技術を活用する事業（+1,000 万円） 上記の併用事業（+1,500 万円）		

	<p>②過疎地域持続的発展支援事業  事業主体：過疎市町村（※1）、都道府県  交付対象者：上記事業主体に掲げる過疎地域市町村、一部事務組合等、都道府県  対象地域：過疎地域  補助対象：過疎地域市町村が実施するICT等技術活用事業、  都道府県が行う人材育成事業  補助率：市町村等 10/10、都道府県 1/2 or 6/10（※2）  （交付対象経費の上限額2,000万円）</p> <p>③過疎地域集落再編整備事業  事業主体：過疎地域市町村  交付対象者：上記事業主体に掲げる過疎地域市町村  対象地域：過疎地域  補助対象：団地造成費・空き家改修費等  補助率：1/2以内</p> <p>④過疎地域遊休施設再整備事業  事業主体：過疎地域市町村（※1）  交付対象者：上記事業主体に掲げる過疎地域市町村又は一部事務組合等  対象地域：過疎地域  補助対象：遊休施設改修費  補助率：1/3以内  （※1）構成市町村の1/2以上が過疎地域市町村である一部事務組合等も含む  （※2）財政力指数0.51未満の都道府県に限る</p>
離島での実績	令和5年度実績なし
備考	
担当部署	総務省自治行政局地域自立応援課過疎対策室
連絡先	03-5253-5536
参照HP	